

## 地域産業保健センターの保健師(登録保健師)について

### 地域産業保健支援センターについて

茨城産業保健総合支援センターの地域窓口として、県内に9か所の地域産業保健センターを設置し、郡市医師会の協力を得て運営しています。地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

### 登録保健師の業務について

(1) 労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談対応  
健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(「血中脂質検査」「血圧の測定」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」)に異常の所見があった労働者に対して、日常生活面での指導(食事指導、運動指導)などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、相談・指導を行います。

#### (2) 個別訪問による産業保健指導の実施

訪問指導を希望する事業場を訪問し、健康管理、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス等の健康管理の状況を踏まえ、助言・指導を行います。

### 登録保健師の契約について

独立行政法人労働者健康安全機構茨城産業保健総合支援センター所長が登録保健師として委嘱します。

①委嘱期間 原則として4月1日から3月31日まで

②必要な資格 保健師

③委嘱条件 謝金 時間額5,500円、交通費あり

④活動日

・事業場からの申込みに対応し、日程を調整のうえ決定します

・月1~3回(1回あたり半日程度)

⑤その他 傷害保険加入

## 登録のお申込み・お問合せをお待ちしております

独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

水戸市南町3丁目4番10号 水戸FFセンタービル8階

TEL: 029-300-1221 (平日8時30分~17時15分)

ファックス: 029-227-133

E-mail: ↓こちらのお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://www.ibarakis.johas.go.jp/outline/confer/form.html>